

老発 1120 第 2 号  
令和 7 年 11 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、「要介護認定等の実施について」(平成 21 年 9 月 30 日付老発 0930 第 5 号厚生労働省老健局長通知) により取り扱われていたところであるが、今般別添のとおり改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、本通知の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することとする。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、広域連合、一部事務組合にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等の実施について遺漏のなきよう期せられたい。